

韓国で高病原性鳥インフルエンザ (H5N8亜型) が発生！

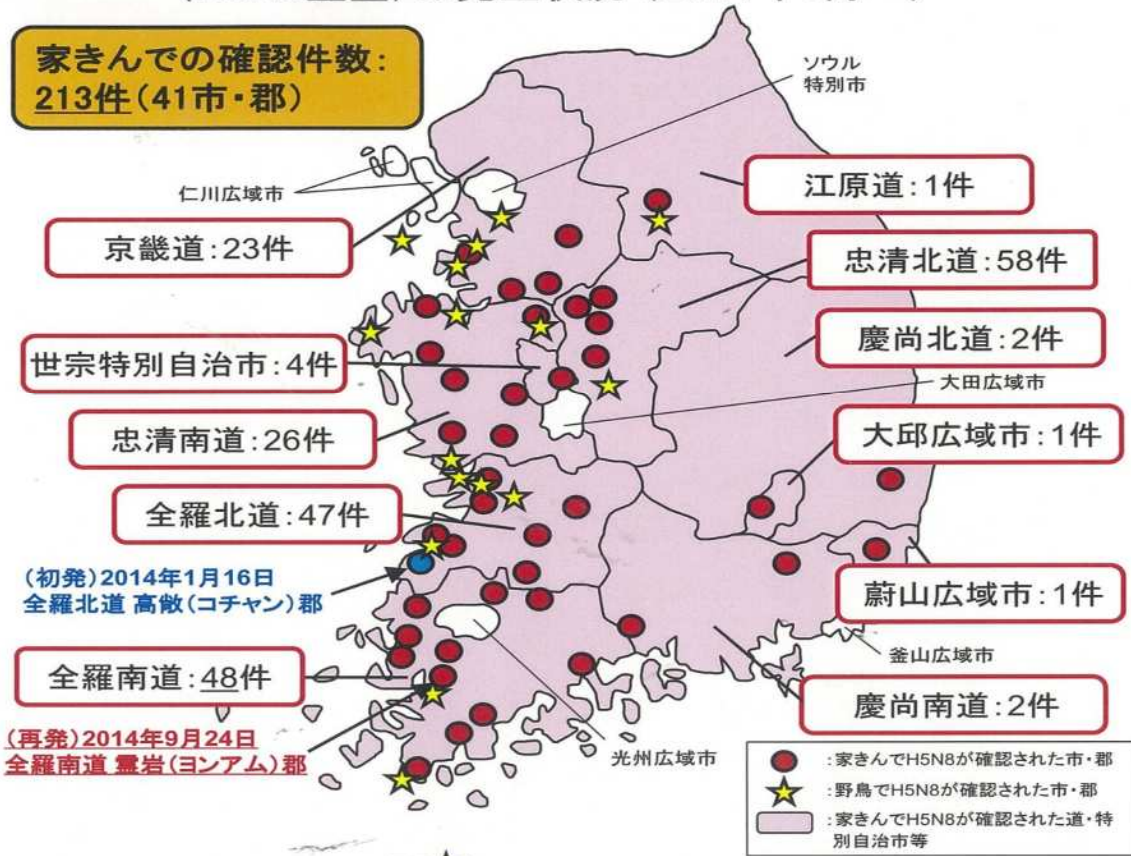
平成26年9月24日、韓国の肉用あひる農家で高病原性鳥インフルエンザ (H5N8亜型) が発生したとの報告がありました。

(動物種) 肉用あひる農家 (21,000羽)

(防疫対応) 宿主野生動物のコントロール、淘汰、隔離、患畜を治療対象としない、ゾーニング、施設等の消毒実施、発生に対応したワクチン接種禁止・国内における移動制限

2014年9月25日現在

韓国における高病原性鳥インフルエンザ (H5N8亜型) の発生状況 (2014年1月～)



飼養衛生管理基準の遵守の徹底について

野鳥等の野生動物の侵入を防止することができる防鳥ネットの設置・整備・点検、ねずみやはえ等の害虫の駆除、出入りする車輛や物品等の消毒を行うようにしましょう。

飼養する家きんが以下のような症状を呈していることを発見したときは、**直ちに家畜保健衛生所に通報してください。**

・1鶏舎において、1日の死亡羽数が直近3週間の平均死亡羽数と比較して、2倍以上になること。

・5羽以上の家きんが、まとまって死亡し(その原因が不適切な飼養管理、急激な気温の変化又は火災、風水害その他の非常災害等明らかな場合を除く)、又はまとまってうずくまっているなどいつも違う状況が確認された場合。

・肉冠、肉垂等のチアノーゼ、沈うつ、産卵率の低下、脚の浮腫や皮下出血等の症状を呈している家きんがいる場合。



突然死



脚の浮腫、皮下出血



肉冠のチアノーゼ



沈うつ

病原性が強いウイルスの場合には、短期間に高率に死亡するものの、明瞭な症状や病変を示さない場合もあります。一方、低病原性鳥インフルエンザウイルスは、伝播力が強いものの、ほとんど臨床症状を示さず、発見が遅れることがあるので、毎日の観察を念入りに行ってください。

今後とも、**異常発見時の早期通報の徹底等**について宜しくお願いいたします。

山梨県東部家畜保健衛生所

電話・・・055-262-3166 FAX・・・055-262-3108

夜間の連絡は・・・090-5535-8005

土日・休日の連絡は・・・090-5535-8005または090-5544-7868

